

大阪広域環境施設組合議会処務規程

平成 27 年 2 月 4 日議長決定

最近改正：令和 5 年 3 月 31 日議長達第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、大阪広域環境施設組合議会（以下「組合議会」という。）の事務の処理について必要な事項を定めるものとする。

(事務職員)

第 2 条 組合議会に書記長、書記及びその他職員を置く。

2 書記長は、議長の命を受けて次の各号に掲げる組合議会の事務を掌理する。

- (1) 公印の監守に関する事
- (2) 議員の報酬等に関する事
- (3) 議場その他の警備及び取締りに関する事
- (4) 組合議会の情報公開に関する事
- (5) 議長及び副議長の秘書に関する事
- (6) 諸儀式、交際及び接遇に関する事
- (7) 会議に関する事
- (8) 組合議会運営に関する事
- (9) 請願書及び陳情書に関する事
- (10) 各種の調査及び資料の収集・整備に関する事
- (11) 組合議会の広報に関する事
- (12) 組合議会図書室に関する事
- (13) その他組合議会の事務に関する事

3 書記及びその他職員は、上司の命を受けて事務に従事する。

(専決)

第 3 条 書記長は、次の各号に掲げる事項を専決することができる。ただし、事案が重要若しくは異例であると認められるものにあつては、この限りでない。

- (1) 所管業務に係る照会、回答、届出、報告、通知、申請、副申等に関する
こと
 - (2) 既決の事務事業の変更に関すること
 - (3) 大阪広域環境施設組合情報公開条例（平成27年条例第7号）に基づく公
文書の公開決定等に関すること
 - (4) 大阪広域環境施設組合個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条
例（令和5年条例第3号）に基づく組合議会保有個人情報の条例上の開示決
定等、訂正決定等及び利用停止決定等に関すること
 - (5) 議案、会議録等の印刷に関すること
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、事務の執行に関すること
- (公印)

第4条 組合議会の公印の名称、書体、寸法は、別表第1のとおりとする。

2 前項に掲げる公印のひな形は、別表第2のとおりとする。

3 公印の取扱いについては、この規程に定めるもののほか大阪広域環境施設
組合公印規則（平成26年規則第2号）の例による。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年7月31日議長決定）

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日議長達第1号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表第 1

| 名称 | ひな型 | 書体 | 寸法 |
|----------------------|-----|-----|--------|
| | | | ミリメートル |
| 大阪広域環境施設組合議会 印 | 1 | てん書 | 方 30 |
| 大阪広域環境施設組合議会 議長印 | 2 | 〃 | 方 23 |
| 大阪広域環境施設組合議会 副議長印 | 3 | 〃 | 方 23 |

別表第 2

| | | |
|---------------------------------|-------------------------------------|--|
| 1 | 2 | 3 |
| 大 阪 広 域 環 境 施 設 組 合 議 会 印 | 大 阪 広 域 環 境 施 設 組 合 議 会 議 長 印 | 大 阪 広 域 環 境 施 設 組 合 議 会 副 議 長 印 |